

全ク協発第 1 号
令和 5年 4月 1日

一般社団法人日本建設業連合会
会 長 宮 本 洋 一 殿

一般社団法人全国クレーン建設業協会
会 長 柴 崎 祐 一



労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士
安全衛生教育」受講済者の優先使用について

平素より、当協会に対しまして深いご理解と格別のご指導・ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭 47、法 57）第 60 条の 2 第 1 項では、事業者は、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならないとされています。

当協会会員は、大変厳しい経営状況にあっても、一貫して自社の移動式クレーンのオペレータに対して、同項に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を、本制度発足以来、定期的に受講させております。さらに、平成 6 年からは、クレーン安全協議会と当協会とがタイアップして、本教育内容をより充実させる等労働災害の撲滅を目指してまいりました。

当協会では、個々の建設現場での移動式クレーンのオペレータの使用にあたり、本教育受講の有無を確認し、受講済者の優先使用をお願いしてまいりました。お蔭様でオペレータからは作業現場では浸透してきているとの報告を数多く受けております。

今後、建設機械に起因する労働災害を撲滅するためには、本安全衛生教育受講済者を優先して作業現場に入れる必要があります。

建設キャリアアップシステムにおきましても、本講習の受講が技能者情報とされ、広く認識されております。

つきましては、貴団体会員に対して、同項の規定に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」受講済者の優先使用を徹底されるようご指導いただきたく、お願い申し上げます。

全ク協発第 1 号
令和5年 4月 1日

一般社団法人全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典 殿

一般社団法人全国クレーン建設業協会
会 長 柴 崎 祐



労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士
安全衛生教育」受講済者の優先使用について

平素より、当協会に対しまして深いご理解と格別のご指導・ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭 47、法 57）第 60 条の 2 第 1 項では、事業者は、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならないとされています。

当協会会員は、大変厳しい経営状況にあっても、一貫して自社の移動式クレーンのオペレータに対して、同項に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を、本制度発足以来、定期的に受講させております。さらに、平成 6 年からは、クレーン安全協議会と当協会とがタイアップして、本教育内容をより充実させる等労働災害の撲滅を目指してまいりました。

当協会では、個々の建設現場での移動式クレーンのオペレータの使用にあたり、本教育受講の有無を確認し、受講済者の優先使用をお願いしてまいりました。お蔭様でオペレータからは作業現場では浸透してきているとの報告を数多く受けております。

今後、建設機械に起因する労働災害を撲滅するためには、本安全衛生教育受講済者を優先して作業現場に入れる必要があります。

建設キャリアアップシステムにおきましても、本講習の受講が技能者情報とされ、広く認識されております。

つきましては、貴団体会員に対して、同項の規定に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」受講済者の優先使用を徹底されるようご指導いただきたく、お願い申し上げます。